

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年7月17日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

議 題

人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 17—0（管理職員等の範囲）の一部改正

令和 7 年 7 月 1 7 日
職 員 福 祉 局

国家公務員法は、管理職員等が、一般の職員とは労使関係において対立的立場に立ち得ることから、一般の職員と同一の職員団体を組織できない旨を定めており、同法の委任を受け、規則 17—0 別表において管理職員等を列挙している。

同表については、おおむね四半期ごとに、各府省における組織改正等を反映させるための改正を行ってきている。今般は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日までの間に新設され、管理職員等と認められる官職を追加するなどの改正を行うこととしたい。

1 主な改正内容

審査した結果、規則 17—0 別表に掲げるべき管理職員等として、新設された 7 4 官職を新たに追加し、他方で、廃止された 7 5 官職を削除する必要がある。

主なものとしては、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う厚生労働省国立感染症研究所の廃止や、スマホソフトウェア競争促進法の迅速かつ効果的な運用に向けた体制整備として行われたデジタル・国際総括審議官の新設（公正取引委員会）が挙げられる。

（参考 1）管理職員等の人数の増減

	新たに該当する職員数	非該当となる職員数	(A－B)
規則改正を要するもの	7 4	7 5	－
規則改正を要しないもの	1 7 2	2 0 1	－
計	2 4 6 (A)	2 7 6 (B)	▲ 3 0

（参考 2）定員に占める管理職員等の割合

	年度末定員 (A) 人	管理職員等 (B) 人	(B／A) %
令和 7 年 2 月 2 8 日現在	2 4 2, 6 3 0	3 8, 3 8 4	1 5. 8
令和 7 年 5 月 3 1 日現在	2 4 1, 2 4 0	3 8, 3 5 4	1 5. 9

2 公布日及び施行日

令和 7 年 7 月 2 2 日に公布し、同日から施行する。

以 上